

## 令和4年度おおいたDX共創促進事業委託業務仕様書

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域社会の主役である中小企業・小規模事業者は、大きな影響を受けており、引き続き、感染症の拡大を抑えつつ、影響を受けた事業者を支え、本県の社会経済を再活性化させる必要がある。

一方で、事業者を取り巻く環境は大きな変革の時期を迎えており、日常生活のあらゆる面でデジタル化が進展し、顧客や社会のニーズ、市場環境が大きく変化している。

このような社会環境の中、企業が事業を継続し、成長するためには、デジタル技術を活用したビジネスの変革（DX）が不可欠であるが、DXの推進は、自社だけで取り組むのは難しいことから、ノウハウや人材不足をIT企業などパートナーとなる企業との共創により補い、ともに変革を目指せる体制が必要である。

本業務では、DXの必要性等を理解するセミナーや無料相談の実施、DXの取組を支援するパートナーとの共創によりDXに挑戦し、県内企業へ横展開を図るためのモデル事例を創出することにより、多様な業種でDXの取組を推進する。

### 2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

### 3 委託業務の内容

#### (1) おおいたDX推進パートナーの開拓・登録

DXに取り組む県内中小企業等に対して提案・助言し変革を共に推進する事業者又はDXに必要な技術を提供する事業者（以下「パートナー」という。）を開拓し登録する。

(概要)

- ・対象企業 ①課題把握、ビジョン策定、施策検討、施策実施、改善までの一連のプロセスを総合的にコンサルティングし、新たなビジネスモデルを顧客と共に形成する事業者(以下「コンサルティングパートナー」という。)
- ②AI、IoT、RPAなど、DXに必要な技術を提供する事業者(以下「ソリューションパートナー」という。)
- ・登録数 ①と②あわせて50者以上
- ・業務内容 ・パートナーの開拓に関すること  
・パートナーの募集、受付に関すること

- ・パートナーの審査、取材に関すること
- ・パートナーの登録、情報発信に関すること

#### (提案にあたっての留意事項)

- ・パートナーの募集にあたっては、事業者の概要や提供サービス、魅力などを把握するための申請フォーマットを作成すること。
- ・パートナーの募集にあたっては、県内市町村や商工会、商工会議所等と連携すること。
- ・パートナーはIT企業のみならず、デザイナーやコンサルティング企業、金融機関など幅広く募集すること。
- ・申請されたパートナーについて審査及び取材を実施し、パートナーの情報（写真含む）を整理すること。
- ・(9)の業務で制作するWEBサイトにパートナーの情報を公開すること。公開にあたっては、パートナーの提供サービスや強み、魅力などを体系的に整理し、閲覧者が自社の課題を解決するためにはどのパートナーに相談したら良いか分かりやすくすること。また、検索機能を備えること。
- ・パートナーを積極的に開拓すること。

#### (2) キックオフセミナー及び交流会の開催

DXの概念や必要性、ビジョン策定の重要性などの理解促進を図るためのセミナー及び交流会を実施する。

##### (概要)

- ・対象者 県内中小企業等の経営者、DXを推進する責任者、担当者 等
- ・開催回数 県内6箇所以上
- ・募集人数 1箇所あたり20名以上
- ・業務内容 ①セミナー及び交流会の開催に関すること
  - ・カリキュラムの設定に関すること
  - ・開催日の設定に関すること
  - ・講師の選定、依頼、調整に関すること
  - ・会場の調整、準備、後片付けに関すること
  - ・使用する機器の準備、後片付けに関すること
  - ・当日のテキストの作成に関すること

- ・当日の受付に関すること
  - ・参加者へのアンケート作成・収集・分析等に関すること
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に関すること
  - ・その他セミナー及び交流会の運営に必要なこと
- ②広報及び参加者の募集に関すること
- ・広報に関すること
  - ・参加者の募集、決定に関すること

(提案にあたっての留意事項)

- ・カリキュラムの設定にあたっては、事業の目的に沿ったものとし、身近なD Xの事例を紹介するなど、参加者がD Xの概念を理解しやすいよう工夫し、県と協議し決定すること。
- ・(1)で登録したパートナーも参画させ、参加者とパートナーの交流を促進し、コミュニティを形成すること。
- ・本セミナーにおいて、経営者によるD X宣言の実施や伴走型モデル創出プロジェクト、無料相談への参加誘因を図ること。
- ・講師の選定にあたっては、メインの講師のほか、初心者の参加者が円滑に受講できるようサポートスタッフを必要人数招聘することとし、県と協議し決定すること。
- ・会場の選定にあたっては、作業環境や受講者の交通手段に配慮し、県と協議し決定すること。
- ・計画的かつ効果的な広報に努めること。
- ・事後アンケートを実施し、D X推進に向けた課題等について評価・分析を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、インターネットを活用したオンラインセミナーとする等、感染拡大防止に十分配慮しながら事業を実施すること。

(3) D X推進に役立つオンラインセミナーの開催

課題把握、ビジョン策定、施策検討、施策実施、改善の各フェーズにおけるポイントや事例の紹介などをテーマに、企業がD Xを推進するために必要な考え方やノウハウを学ぶオンラインセミナーを実施する。

(概要)

- ・対象者 県内中小企業等の経営者、D Xを推進する責任者、担当者 等
- ・開催回数 18回以上(概ねR4.6月～R5.2月までの間、月2回以上実施)

- ・ 募集人数 1 回あたり 20 名以上
- ・ 業務内容
  - ① セミナーの開催に関すること
    - ・ カリキュラムの設定に関すること
    - ・ 開催日の設定に関すること
    - ・ 講師の選定、依頼、調整に関すること
    - ・ 使用する機器の準備、後片付けに関すること
    - ・ 当日のテキストの作成に関すること
    - ・ 参加者へのアンケート作成・収集・分析等に関すること
    - ・ その他セミナーの運営に必要なこと
  - ② 広報及び参加者の募集に関すること
    - ・ 広報に関すること
    - ・ 参加者の募集、決定に関すること

(提案にあたっての留意事項)

- ・ カリキュラムの設定にあたっては、事業の目的に沿ったものとし、身近な D X の事例を紹介するなど、参加者が内容について理解しやすいよう工夫し、県と協議し決定すること。
- ・ 講師の選定にあたっては、(1) で登録したパートナーを選定するなど、伴走型モデル創出プロジェクトや無料相談に繋げる工夫をし、県と協議し決定すること。
- ・ 計画的かつ効果的な広報に努めること。
- ・ 事後アンケートを実施し、D X 推進に向けた課題等について評価・分析を行うこと。
- ・ セミナー終了後はアーカイブ配信を実施し、希望する事業者や県内自治体職員等が視聴できる環境を整えること。

(4) D X 宣言企業の開拓・登録

自社の課題をもとに将来ありたい姿であるビジョンを掲げ、全社横断的に D X に取り組むことを経営者自らの言葉で宣言する企業（以下「宣言企業」という。）を開拓し登録する。

(概要)

- ・ 対象企業
  - ・ 本気で D X に取り組む意欲を持った企業
  - ・ 自社の将来ビジョンを掲げる（予定含む）企業
  - ・ D X に取り組む人員や体制を確保している（予定含む）企業

- ・登録数 45社以上
- ・業務内容
  - ・宣言内容の検討・決定に関すること
  - ・宣言企業の開拓に関すること
  - ・宣言企業の募集、受付に関すること
  - ・宣言企業の審査、取材に関すること
  - ・宣言企業の登録、情報発信に関すること

(提案にあたっての留意事項)

- ・宣言企業の募集にあたっては、企業の概要や魅力、宣言内容などを把握するための申請フォーマットを作成すること。
- ・宣言企業の募集にあたっては、県内市町村や商工会、商工会議所等と連携すること。
- ・申請された宣言企業について審査及び取材を実施し、企業情報（写真含む）を整理すること。
- ・(9)の業務で制作するWEBサイトに宣言企業の情報を公開すること。公開にあたっては、宣言内容を整理し、宣言企業の意欲や熱意、魅力等が伝わるよう工夫すること。
- ・宣言企業を積極的に開拓すること。

(5) 伴走型モデル創出プロジェクトの実施

DXの取組を支援するパートナーとの共創によりDXに挑戦し、多様な業種で県内企業へ横展開を図るためのモデル事例を創出する。

(概要)

- ・実施者 宣言企業の中から、業界・地域への波及効果が期待できる県内中小企業等及びそれを支援するパートナー
- ・プロジェクト数 10プロジェクト以上
- ・支援方法
  - ①パートナーによる定期ミーティング  
(概ねR4.8月～R5.2月の7ヶ月間で毎月4回以上集中的に実施)
  - ②パートナーによるソリューションの提供(上限300万円/社)
- ・業務内容
  - ・プロジェクトに参画する宣言企業(以下「モデル企業」という。)の公募、受付、審査
  - ・プロジェクトに参画するパートナーの公募、受付
  - ・モデル企業とパートナーのマッチング検討会の開催

- ・プロジェクトの進捗管理
- ・パートナーに対する支援方法の提案・助言
- ・パートナーに対するコンサルティング料の支払い
- ・パートナーに対するソリューション提供料の支払い

(提案にあたっての留意事項)

- ・モデル企業及びプロジェクトに参画するパートナーの募集にあたっては、申請フォーマットを作成すること。なお、本プロジェクトの支援内容やかかった経費などを事例集等において公開することを申請の条件とすること。
- ・モデル企業の募集にあたっては、企業の本気度や業界への波及効果等を審査できるよう申請内容を工夫すること。また、多様な業種においてモデル事例を創出するため、様々な業種へ幅広く働きかけること。
- ・モデル企業の選定にあたっては、必要に応じてモデル企業からのプレゼン等を踏まえ、県と協議し決定すること。
- ・モデル企業を決定した後、マッチングを希望するコンサルティングパートナーからモデル企業をどのように変革させるか、支援内容について企画提案させること。(複数可)
- ・上記提案内容を審査し、モデル企業1社につきコンサルティングパートナーを1社マッチングし、チームを組成すること。
- ・コンサルティングパートナーが複数のモデル企業を支援することは可とするが、コンサルティングパートナー1社が全てのモデル企業を支援することは不可とする。
- ・コンサルティングパートナーは必要に応じて、ソリューションパートナーと共創し支援を実施すること。
- ・マッチングしたコンサルティングパートナーが作成する支援の方向性や内容等を記載した支援計画書(任意様式)を、プロジェクト開始前に県に提出し、協議を行うこと。なお、支援計画書はプロジェクトの成果が最大になるよう随時内容を見直すこと。
- ・多角的な視点から支援するため、定期ミーティングにはパートナーは複数人での参加に努めさせること。
- ・ソリューションの提供については、クラウドサービスの活用を検討するなど、事業終了後もプロジェクト参加企業において取組を継続できるよう工夫させること。また、アジャイル開発の進め方を念頭に置き、適宜改善を繰り返しながら効果を最大

化すること。

- ・本プロジェクトの目的が、県内企業へ横展開を図るためのモデル事例の創出であることを常に意識し、プロジェクトを成功に導くために、コンサルティングパートナーの支援を進捗管理、分析し、積極的にコンサルティングパートナーと対話を重ね、助言等を行うこと。また、必要に応じて定期ミーティングに同席すること。
- ・支援内容については、単なるデジタルツールの導入にとどまらず、データ等に基づく自社課題の深掘りや課題に基づく将来ビジョンの策定、ビジョン達成に必要な最適なデジタル技術・データ活用手法の選択、改善の繰り返しによるサービスのブラッシュアップなど、デザイン思考のもと新たなビジネスモデルの構築等企業の変革を促す内容とすること。
- ・定期ミーティングの形態（対面・オンライン実施など）については指定しないが、参加者の利便性、支援の効率性等を十分に考慮し、プロジェクトの成果が最大となるよう適切な手法を選択すること。
- ・県内の既存の支援機関や商工会・商工会議所の経営指導員等と必要に応じて連携するなど、効果的な事業内容とすること。
- ・パートナーによる支援の実施状況について、任意様式を用いて定期的に県に報告すること。
- ・本プロジェクトを通して、県内パートナーの育成を図ること。
- ・本プロジェクトを通して、モデル企業が、経済産業省が定めるDX認定制度におけるDX認定事業者認定されるよう努めること。

## （6）無料相談の実施

自社課題の深掘りやDX成功事例紹介などの入口支援により、DXに取り組むきっかけを創出するため、パートナー等による無料相談を実施する。

（概要）

- ・対象企業 県内の中小企業等
- ・相談数 35社以上
- ・業務内容
  - ・ヒアリングシートの作成に関する事
  - ・無料相談を希望する企業の募集、受付に関する事
  - ・無料相談を実施するパートナーの選定、依頼に関する事
  - ・無料相談実施日、会場の選定、調整に関する事
  - ・相談内容・結果の整理、分析に関する事

- ・参加者へのアンケート作成・収集・分析等に関すること

(提案にあたっての留意事項)

- ・企業の課題をヒアリングし、課題に応じた最適なパートナー等をマッチングすること。
- ・1社あたり2回まで無料で実施できることとする。
- ・無料相談を受けた企業が、その後どのような取組を実施しているか追跡調査を実施すること。
- ・無料相談の実施状況を定期的に県に報告すること。

#### (7) 中間報告会及び成果報告会の開催

伴走型モデル創出プロジェクト、無料相談の成果等を発表する中間報告会及び成果報告会を実施する。

(概要)

- ・対象者 宣言企業、パートナー、その他DXに興味がある企業 等
- ・開催回数 中間報告会1回、成果報告会1回
- ・募集人数 1回あたり50名以上
- ・業務内容 ①報告会の開催に関すること
  - ・カリキュラムの設定に関すること
  - ・開催日の設定に関すること
  - ・登壇者の選定、依頼、調整に関すること
  - ・司会者の選定、依頼、調整に関すること
  - ・会場の調整、準備、後片付けに関すること
  - ・使用する機器の準備、後片付けに関すること
  - ・当日のテキストの作成に関すること
  - ・当日の受付に関すること
  - ・参加者へのアンケート作成・収集・分析等に関すること
  - ・新型コロナウイルス感染症対策に関すること
  - ・その他報告会の運営に必要なこと②広報及び参加者の募集に関すること
  - ・広報に関すること
  - ・参加者の募集、決定に関すること



(提案にあたっての留意事項)

- ・カリキュラムの設定にあたっては、事業の目的に沿ったものとし、参加者のDXに関する興味を喚起する内容に工夫した上で、県と協議し決定すること。
- ・会場の選定にあたっては、作業環境や受講者の交通手段に配慮し、県と協議し決定すること。
- ・計画的かつ効果的な広報に努めること。
- ・事後アンケートを実施し、DX推進に向けた課題等について評価・分析を行うこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、インターネットを活用したオンライン研修会とする等、感染拡大防止に十分配慮しながら事業を実施すること。

(8) 事例集の作成

伴走型モデル創出プロジェクトや無料相談の成果を県内企業へ横展開するための事例集を作成する。

(業務内容)

- ・事例集の企画に関すること
- ・モデル事例の取材に関すること
- ・その他、宣言企業及びパートナーへの取材に関すること
- ・記事の執筆に関すること
- ・デザインやページのレイアウト、配色、写真・イラスト・図表の挿入等編集に関すること
- ・校正に関すること

(提案にあたっての留意事項)

- ・事例集の作成にあたっては、必要に応じて宣言企業及びパートナーへ取材すること。
- ・課題把握、ビジョン策定、施策検討、施策実施、改善の各フェーズで実施した支援内容やかかった経費などを詳細にまとめ、県内企業が参考にできるよう分かりやすく編集すること。
- ・伴走型モデル創出プロジェクトの事例をそのまま掲載するのではなく、事務局において、プロジェクトの事例を分析・検証し、県内企業が参考にできるよう考察を加えて整理すること。
- ・単なる事例紹介にとどまらず、取組に対する宣言企業やパートナーの思い、更なる改善点、今後の取組の展望等が伝わり、県内企業がDXに取り組む契機となる内容

とすること。

- ・モデル企業等において、行動変容が生じたタイミングにおける経営者や担当者の意識の変革等にも触れること。
- ・作成にあたっては事業の目的に沿った最適なページ数を提案すること。
- ・提出するデータ形式は、1式をまとめたPDFファイルに加えて、元データ（Word、Excel 又は PowerPoint の形式）を提出すること。ファイル容量が大きい等の事情がある場合は、納品方法について事前に県に相談すること。

## （9）情報発信業務

本事業の内容を発信するためのWEBサイトを制作し、（1）～（8）の業務を効果的・魅力的に広く情報発信する。

### （9-1）情報発信業務のターゲット、目標等の設定

（ターゲットの考え方）

- ・情報発信業務における主なターゲットの考え方は下表に示すとおりとする。

対 象	・ 県内の中小企業等（宣言企業候補） ・ 上記を支援する事業者（パートナー候補）
属 性	・ 経営者、DXを推進する責任者、担当者
興味関心	（宣言企業候補） ・ DXの必要性や概念が分からない ・ DXに取り組みたいがノウハウがない （パートナー候補） ・ 県内企業を支援したいが機会がない 等

（ターゲットに起こしてもらいたい行動変容）

- ・ 本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下表に示すとおりとする。

行動変容	・ 宣言企業に登録 ・ パートナーに登録 ・ セミナー、伴走型モデル創出プロジェクト、無料相談、報告会に参加
------	--

（目標設定）

- ・ 仕様書業務（1）～（7）に記載のとおり。

- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

## (9-2) WEB サイトの構築

### (設計関連及びシステム環境)

- ・利用者が使いやすく、目的とするページに容易にたどり着ける構成とするようデザインを工夫するほか、登録した宣言企業やパートナーに関する検索機能を備えること。
- ・UI・UX を十分に考慮すること。
- ・スマートフォン、タブレット等のモバイル端末で閲覧しやすいようレスポンシブ対応をすること。
- ・Windows、MacOS、iOS、Android 端末に搭載されているソフトウェアの最新版で閲覧が可能であること。
- ・サイト閲覧者の利用環境に依存しないよう留意し、各種ブラウザ（Firefox、GoogleChrome、Safari、MicrosoftEdge 等）の最新版で表示できること。

### (WEB サイトの仕様・デザイン)

- ・トップページには以下の項目を設けること。
  - ア 新着情報
  - イ DXとは(概念、必要性、大分県が取り組むDXの定義、大分県DX推進戦略)
  - ウ 本業務の趣旨・内容
  - エ イベント・セミナー情報
  - オ パートナー申込みフォーム
  - カ パートナー登録一覧
  - キ 宣言企業申込みフォーム
  - ク 宣言企業登録一覧
  - ケ 無料相談申込みフォーム
  - コ モデル事例等の紹介
  - サ お問い合わせフォーム
- ・上記項目について、本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できる項目があれば、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、項目の見直しについて協議するものとする。

- ・WEB サイトにはグローバルナビゲーションを設置し、全ページに表示されるようにすること。なお、グローバルナビゲーションの項目・タイトルは、ターゲットがアクセスしやすいよう配慮し、その内容について県と協議し決定すること。
- ・ターゲットに起こしてもらいたい行動変容を促すようなデザインとすること。
- ・各ページの編集・更新やコンテンツの公開等については、原則受託者が実施するが、写真の追加や変更、文字の訂正等を県担当者が任意に変更できるようにすること。

### (9-3) WEB サイトの運用管理

#### (運用・管理に係る機能)

- ・運用・管理に係る経費が低廉になる仕組みにすることとし、提案書に事業終了後の年間保守管理費用を記載すること。
- ・WEB サイトは、ドメインを新たに発行すること。
- ・サーバーの契約・利用に係る初期経費及び契約期間の運用にかかるサーバーの利用料は、委託業務の必要経費に含まれるものとする。
- ・サイト構築にはCMS（コンテンツマネジメントシステム）を用いること。なお、CMS利用にあたって、県担当者のPC端末に、特別なアプリケーションなどをインストールする必要がないようにすること（インターネット環境があれば、各端末のウェブブラウザから利用できるものであること。）。
  - ・サイト運営に必要なサーバー（容量その他必要なスペックを考慮したもの）を受託者において確保し、必要な初期設定を行うこと。なお、レンタルサーバーを使用する場合、レンタルサービスを提供する者は次の要件を満たしていること。
    - ア レンタルサービス提供者においてセキュリティ対策等利用規約が明確化されていること。
    - イ サーバーについては、セキュリティ対策の実施状況が確認できること。
    - ウ 情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証を取得していること。またはそれに準じた第三者機関による認証基準を満たすこと。
- ・確保したサーバーについて、コンピュータウイルス対策及び部外者からサイトを改ざんされないよう、情報セキュリティ確保に必要な以下の措置を講じること。
  - ア 利用しているOS、ミドルウェア、アプリケーション及びCMSについて開発元のサポート期間内のものを利用するとともに、最新のセキュリティパッチを適用すること。
  - イ 不正アクセスの監視及び防止対策を行うこと。

ウ 必要に応じて県の監査を受けること。

- ・突然の停電や電力トラブル時に不具合を発生させないよう、停電時における安全対策を備えていること。
- ・ウェブサーバーは、利用者が5秒以内にページを開けるようデータの送信が行えること。
- ・システム運用時間は、24時間365日（閏年は366日）を前提とすること。
- ・バックアップは、サーバー毎に1日1回自動的に実行することとし、障害発生時には、前日中のデータに復元できること。
- ・定期的にセキュリティ対策をアップデートすること。また、緊急性の高い脆弱性が発見された場合は、即座に対応すること。

(WEBサイトの運用支援、保守管理業務)

- ・本サイト公開後から委託契約期間満了（令和5年3月31日）までの間、適切に運用できるよう以下のとおり運用保守業務を行うこと。
- ・運用支援
  - ア サイト運営とページ作成や編集を容易にする操作マニュアルを作成すること。
  - イ システム運用及びシステム修正に関する質問に対する回答を行うこと。
  - ウ 毎月、WEBサイトのアクセスデータの解析を行い、解析結果をまとめ、県に報告すること。また、各種目標の達成に向けた提案をすること。
- ・障害対応
  - ア 障害に関する受付窓口を設けること。
  - イ 連絡方法、受付時間及び対応時間は、原則以下のとおりとし、緊急連絡先を確保すること。

連絡方法	受付時間	対応時間
電子メール	24時間365日	8：30～17：15以上 (年末年始、土日、祝祭日、 12：00から13：00を 除く)
電話	8：30～17：15以上 (年末年始、土日、祝祭日、 12：00から13：00を 除く)	

ウ 障害等が発生した旨の連絡を受けてから1時間以内に電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。

エ 障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は、逐次速やかに県担当者

へ連絡すること。

オ 障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理し、再発防止のための改善策の検討を行うこと。

・保守管理

ア サイトの公開に必要となるハードウェア及びソフトウェアすべてのシステムについて保守を行うこと。

イ 保守に関する責任者及び担当者を定めること。

ウ システムメンテナンス作業として、ソフトウェアバグ対応、データ不具合等の修正作業、セキュリティホールのパッチ対応、バージョンアップ作業等を行うこと。

(9-4) コンテンツの制作

・以下の内容のコンテンツを制作すること。

ア 仕様書業務(1)～(8)に関する募集、告知、実施レポート等

イ パートナー及び宣言企業の登録情報

ウ おおいたDX推進パートナーズ(宣言企業やパートナーのコミュニティの総称)のロゴ

エ その他、本業務の目的を達成するために必要なもの

・コンテンツの制作にあたっては必要に応じて取材を実施すること。

・プロジェクト実施の様子等を動画に編集し魅力を伝える工夫をすとなお良い。

(9-5) WEBサイトの効果検証

・Googleアナリティクスや目標達成に向けた検証ができる各種設定をし、計測・分析を実施すること。

(Googleアナリティクスのアカウント管理)

・WEBサイトには、「本業務用Googleアナリティクス」の導入を必須とする。

・目標達成に向けた計測・分析の結果及び改善策を定期的に県に報告すること。

(大分県Googleタグマネージャーによるタグ活用・コンテナ管理に関する業務)

・本業務に関連するWEBサイトに各種計測タグを導入する際は、大分県が別途指定する「大分県Googleタグマネージャー」を活用し、本業務用のコンテナ内でその管理を行うこと。

・タグ活用が確実に行われるよう、「大分県Googleタグマネージャー」でのタグ、ト

リガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を県に報告すること。

- ・各種設定の内容について大分県の承認を得ること。また、「大分県 Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を大分県に譲渡すること。

#### (9-6) データの引継ぎ等

- ・本契約の完了又は解除による業務終了後、本業務を県が継続できるよう必要な措置を講じるとともに、他社に移行する作業を支援すること。具体的な引継ぎ内容は次のとおりとする。

##### (データの引継ぎ)

- ・以下のデータを無償で提供すること。
  - ア HTML ファイル、イメージファイル等コンテンツを構成するファイル。
  - イ その他、DB に格納されているデータ。出力形式は CSV を原則とする。

##### (データ移行の支援)

- ・コンテンツを構成するファイルのディレクトリ構造及び DB から CSV として出力したデータの各カラムについて、説明書を作成すること。

#### (9-7) 提案にあたっての留意事項

- ・WEB サイト上でのコンテンツの公開にとどまらず、より多くの者にコンテンツを閲覧してもらうため、プレスリリース配信サービス等を活用し、制作したコンテンツを届ける努力をすること。

#### (10) (1) ~ (9) に付随する業務

- ・委託業務にかかる経理に関すること。
- ・委託業務の進捗状況を必要に応じて報告すること。
- ・前各号に定めるもののほか、事業実施に関し、県が指示すること。
- ・その他、事業の運営に関して必要なこと。

#### (11) 報告書の作成

業務終了後、委託期間内に上記 (1) ~ (10) の実績をまとめた報告書を作成すること。報告にあたっては、参加者からのアンケート結果等を踏まえ、今後の課題や改善点等をまとめ、県に提案すること。

#### 4 支払方法

受託者からの請求に基づいて行う。

#### 5 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。また、契約締結後10日以内に全体スケジュール表を提出すること。全体スケジュールは、県と受託者で常時進捗状況を確認することとし、必要に応じて適宜修正を行うこと。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。
- (6) 参加者等のユーザー意見を聞き取り、本業務の実施途中であっても、常に改善意識を持ち、事業の効果を最大限発揮させるための改善策を県に提案すること。